

# 画竜点睛

## 会社の良き伴走・伴奏者を目指し

勁草法律事務所では、会社の経営に関わりのある法律改正や裁判例など、身近な法律に関わる知識などのお役立ち情報をニュースレターとして発信させて頂いております。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いの一つ、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

平成29年7月吉日

### ○ 裁判例情報

元従業員が会社に関してインターネット上にした書き込みが、会社への名誉棄損に当たるとして、書き込みの削除や謝罪広告等が認められたケース（東京地方裁判所 平成28年12月26日判決）

弁護士 西丸 洋平



元従業員とその退職後にトラブルが生じるというのは多くの労使紛争でみられる話と思われます。最近はWEB上で情報が広まりやすいことやWEB上の情報へのアクセスのしやすさ・情報収集ツールとしての便利さから、自社に関する書き込みなどには敏感な会社様も多いかと思われます。

今回は、元従業員が退職にまつわる会社との労働紛争に関する書き込み等を紛争後に行った点について、会社への名誉棄損に当たるのかなどが問題になったケースを触れます。

問題になったのは、食品や化粧品などを販売する多国籍企業の日本法人に勤務していた方が懲戒解雇後に、懲戒解雇などを巡る裁判などに関してWEB上に書き込んだ会社への批判を含む記事が、会社への名誉棄損等に当たるかどうかが大きな争点となったものです。この裁判では、こうした記事の削除や損害賠償請求・謝罪広告の掲載などを会社が求めており、争点は多岐に渡ります。

今回の記事では、WEB上の記事が名誉棄損に当たるのか・削除だけでなく謝罪広告まで認められるのかといった争点を触れていきます。これは、名誉棄損とは何かがはっきりしないこと・人に関する風評被害は人が集まらないことにつながりかねませんから、被害回復としてどこまでできるかは重要な要素ですから触れていきます。

このケースで問題となったのは、元従業員側がWEB上に「報復人事」「企業が裁判所で（中略）矛盾だらけの主張を行うことが認められていいのでしょうか」等の記載を労働紛争に関する裁判の事柄等の文脈の中で記載をし、このことが名誉棄損に当たるのかが問題となりました。

民事では、裁判例での表現も踏まえれば、個人だけでなく会社に関する社会的な評価を下げる一般的にみられる事実の指摘をすることとされています。問題となる箇所だけでなく前後の文脈や記載の時期に社会的に知っていた事柄を踏まえて、その個人・会社の社会的評価を下げる一般的に言えるかを考えていきます。

このケースでは、WEBからの問題となる記載の削除のほかに謝罪広告（WEBに問題となる記載（「報復人事」等）をしたことを認め、会社の信用を傷つけ迷惑をかけたことを認め、謝罪すること）が要求されています。これは、法律上、名誉棄損に関しては損害賠償では被害回復に不十分な場合に原状回復（名誉棄損の状態がないように戻すこととしての謝罪広告）まで認められているためです。

名誉棄損にあたっても、公共の利害にかかわる事柄で公益目的の記載・記載内容が真実か、真実と思ってもやむを得ない事情があると言えれば名誉棄損での法律上の責任がなくなります。このことは、損害賠償はもちろん先ほどの謝罪広告に関してもする必要がなくなるという意味です。

こうした事柄もあって、①名誉棄損か②公共の利害にかかわり・公益目的といえる記載か③会社に名誉棄損により損害が生じ、名誉棄損のない状態まで戻す必要があるのか、等が争われました。

結論から言うと、③以外で会社側の言い分が認められています。まず、①については、「報復人事を行った」という記載が不況時の人員整理の方法に関する記載の文脈で書かれた点を踏まえ、不況の際に法律の規制を抜けた退職への追い込みを行う報復人事を行う会社との印象を与える等と判断しています。

つまり、社会的評価を下げる記載として名誉棄損であると判断しています。

次に②に関しては判決では判断をしていません。これは③で真実とは言えない・真実と信じたとはいがたいと言えれば、②の点の考慮は不要といえるためと考えられます。これらの点についても、会社側の言い分を認めています。

そのうえで、会社の信用損害に関する損害は認めていますが、サイトの閲覧者数などを考慮し少額の認定としています。また、謝罪広告に関しては、サイトの体裁として個人が自由な意見を記載する形であることから閲覧者も個人の意見が掲載されているに過ぎないと考えると推測されること・閲覧者が少数であること（毎月の閲覧者数を考慮）・記載が元従業員による裁判の記録が独自見解に基づき記載しているととらえるのではないかという点を考慮し、謝罪広告までが必要とは考え難いとして③は退けています。

このケースでは、名誉棄損となる記述の削除だけでなく会社にかかわる文書がWEB上で掲載されており会社はその削除だけでなく引き渡しを求めていました。この問題には難しいところがあり、近いうちに当事務所勉強会で本裁判例と似たような問題点に関する事柄を取り上げてみたいと考えています。また、こうしたWEB上の信用棄損は会社への影響が十分あるところですが、その損害をどのように考えるのか・被害回復手段としてどのような事柄が考えられるのかも重要な問題です。

この裁判例では、会社が主張した様々な損害の大半は退けられています。謝罪広告とともに、記載をしたサイトの性質等の考慮や謝罪広告に関しては損害賠償以外にどこまで認めるのかを慎重に考慮しているのも一つのポイントと思われます。内部からの風評被害への対応も会社にとって重要な事柄であり、対応を考えるうえでの一つの参考例になると考えられます。

○ コラム 「民法」が改正されました。

弁護士 片島 由賀



民法改正法案が平成29年5月26日の国会で成立しました。現行の民法は明治29年に制定され、明治31年に施行されて以後、戦後の親族・相続法改正以外に目立った改正はされていませんでした。ですから、実に約120年ぶりの大改正となります。施行期間はまだはっきり定められていませんが、今後私たちの生活やビジネスなどにおいて広く影響が出てきます。早いうちにその内容と今後への対策をしておくことが大事になります。

今回の民法で改正されたのは、主に債権法という分野についてです。先に触れましたように、現在の民法は成立以来、大きく改正されなかった分社会・経済の変化に対応していないところが多くあります。そのため、今回の改正により、社会・経済の変化にも対応するとともに、内容についても私たち国民にもわかりやすいものにするために行われました。

改正された内容は多岐にわたりますが、いくつか挙げますと以下のとおりです。

## 1 消滅時効の期間の変更

今の民法では、債権の消滅時効は10年が原則ですが、それ以外に短期消滅時効といって1年～3年で時効にかかるものが個別に定められています。たとえば、よく例として挙げられるのが、飲み屋のツケは1年で時効になるというものです。それ以外ですと、病院にかかったときの診療に関する債権は3年、塾の費用に関する債権は2年などがあります。

しかし、改正法では債権者が権利行使が可能であることを知ったときから5年・10年で時効消滅すると変更され、統一化されるとともに、上記の職業に応じて発生する債権の短期消滅時効は廃止されました。

## 2 法定利率

現行法では、法律上発生するものについての民事法定利率は年5%とされています。

改正法では、年3%に変更されるとともに、その後3年ごとに3年を一期として変動することになりました。

## 3 定型約款

保険や交通機関を利用したときなどに適用される約款ですが、交付されていても細かく書かれている上に字が小さかったりして、余り目を通していない、あるいはそもそも約款自体みたことがない場合も多いのではないかと思います。

この「約款」ですが、実は現行民法には規定がありませんでした。

改正法では、約款のうち、定められた要件を満たすものを「定型約款」として規定し、法的に拘束力を認めることになりました。

「定型約款」とは、

(1) ある特定の者が不特定多数を相手方とし、

- (2) 取引内容の全部または一部が画一的であることが双方にとって合理的な取引において
- (3) 取引契約の内容とすることを目的として特定の者により準備された条項の総体、  
とされています。

この、上の(1)かつ(2)の取引のことを「定型取引」と改正法では呼んでいます。

定型取引を行う者が、

ア 「定型約款」を契約の内容とする旨の合意をした場合、または

イ 「定型約款」を準備した者が、あらかじめその「定型約款」を定型取引の契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合には、定型取引を行う人が、定型約款の具体的な条項の内容を把握していないなくても、定型約款の各条項を合意したものとみなされることになります。このみなし合意の規定が設けられることで、定型約款の個別の条項に各当事者が拘束されるという効果が生じます。

ただし、定型約款に不当条項が含まれている場合には、その条項についてはみなし合意は成立しないという規定も設けられています。

不当条項とは、

- A 相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、
- B その提携取引の態様およびその実情並びに取引上の社会通念に照らして
- C 民法1条2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものをいうと規定されています。

なお、約款でも先に述べましたように、運送に関するものや宿泊に関するものなどは、通常約款自体、利用者に交付されないのが一般です。この場合には、

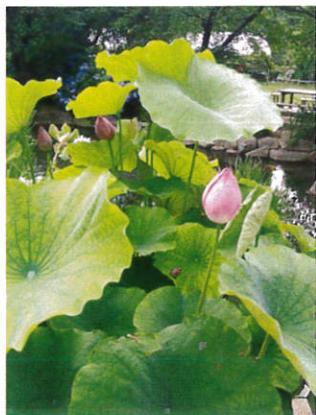
- ・定型約款を契約の内容とする合意をしていない、
- ・定型約款を契約の内容とする旨を利用者にあらかじめ表示していない  
といえ、先のみなし合意が成立するといえなくなります。

そのため、鉄道事業法などでは、定型約款を定型契約の内容とすることをあらかじめ利用者に「表示」しなくとも、「公表」していれば要件を満たすと別途規定されていますので、注意が必要です。

これ以外にも売買契約では売主の瑕疵担保責任に関する部分や、賃貸借契約では、敷金に関する規定創設、あるいは保証に関する改正など、様々な部分で広く改正されています。

当事務所では、9月以降に民法改正セミナーを行う予定にしており、この機会を是非ともご利用頂き、生活・ビジネスなどにご活用頂ければと考えております。

## 編集後記



7月2日(日)は半夏生でした。半夏、別名烏柄杓ともいう草の若い根が生える頃をいうようです。土用の丑にうなぎを食べるよう、タコを食べる習わしがあるようです。

写真は久々の縮景園です。あらかた花が終わっていて、これから楽しめるのはこのハスのようです。半夏生の頃から蝉が鳴くそうですが、確かに縮景園では少し鳴いていました。そのあと台風が来るので、蝉が本格的に鳴くのはもう少し先のことになりそうです。(K)